

# フードチェーン情報公表農産物についての 流通行程管理者の認証の技術的基準

## 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第3項及び第30条第3項の規定に基づき行うフードチェーン情報公表農産物についての流通行程管理者及び外国流通行程管理者（以下“流通行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 0029** フードチェーン情報公表農産物

## 3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JAS 0029**による。

### 3.1

#### 流通行程管理基準

農産物の出荷時の品質を維持するために要求される、流通行程における管理基準

**注釈1** 米にあっては、“農産物の出荷時”とあるのは、“米の乾燥・調製行程終了時”と読み替える。

**注釈2** 流通行程管理基準の例として、温度、湿度、衝撃・振動等の許容値、緩衝材の適用、鮮度保持フィルムの適用が挙げられる。

### 3.2

#### 識別番号

同一のフードチェーン情報を有する農産物を識別するために、出荷時の梱包単位又は小分け単位ごとに割り振る番号

**注釈1** 米にあっては、“出荷時の梱包単位又は小分け単位”とあるのは、“乾燥・調製行程終了時の保管容器単位又は出荷時の梱包単位若しくは小分け単位”と読み替える。

## 4 流通行程の管理又は把握の実施方法

### 4.1 流通行程管理責任者の職務

**4.3 b)**に規定する流通行程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- 流通行程の管理〔外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。〕又は把握に関する計画の立案及び推進
- 流通行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括

- d) 従事者に対する教育訓練
- e) 流通行程において生じた異常等に関する処置又は指導

## 4.2 内部規程

### 4.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし c) については、識別番号が付与された農産物を受け入れる場合に限る。

- a) **JAS 0029** の **4.1** に規定する識別番号の付与及び保持に関する事項
- b) **JAS 0029** の **4.2** に規定する流通行程管理基準に従った管理に関する事項  
流通行程管理基準に従った管理に関する事項には、流通行程管理基準の設定根拠、輸送方法、温度等の測定方法及び測定機器の管理が含まれる。
- c) 受け入れた農産物の識別番号及び流通行程管理基準に従った管理の状況の確認に関する事項
- d) **JAS 0029** の **4.3** に規定するフードチェーン情報の記録、保存及び公表に関する事項  
フードチェーン情報の記録、保存及び公表に関する事項には、記録及び保存したフードチェーン情報の妥当性の定期的な検証及び評価並びにフードチェーン情報を公表する期間が含まれる。
- e) **JAS 0029** の **箇条 5** に規定する表示に関する事項
- f) 苦情処理に関する事項
- g) 内部監査に関する事項
- h) マネジメントレビューに関する事項
- i) 改善に関する事項
- j) 流通行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項
- k) 年間の流通計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項
- l) 流通行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

### 4.2.2 内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

### 4.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従事者に十分周知しなければならない。

## 4.3 流通行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

流通行程管理担当者及び流通行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **流通行程管理担当者** 流通行程管理担当者として、フードチェーン情報公表農産物の流通行程の管理又は把握に関する知識を有する者が 1 人以上（流通行程管理者等が複数の流通に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な流通行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) **流通行程管理責任者** 流通行程管理責任者として、流通行程管理担当者の中から認証機関が指定する講習会（以下“講習会”という。）においてフードチェーン情報公表農産物の流通行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が 1 人選任されていなければならない。

## 5 流通行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存

### 5.1 流通行程の管理又は把握に係る記録の作成

次の事項を記録し、保存しなければならない。ただし c)については、識別番号が付与された農産物を受け入れた場合に限る。

- a) 識別番号の付与及び保持に関する事項 (JAS 0029 の 4.1 参照)
- b) 流通行程管理基準に従った管理に関する事項 (JAS 0029 の 4.2 参照)
- c) 受け入れた農産物の識別番号及び流通行程管理基準に従った管理の状況に関する事項
- d) フードチェーン情報の記録、保存及び公表に関する事項 (JAS 0029 の 4.3 参照)
- e) 表示に関する事項 (JAS 0029 の 箇条 5 参照)
- f) 苦情処理に関する事項
- g) 内部監査に関する事項
- h) マネジメントレビューに関する事項
- i) 改善に関する事項

## 5.2 流通行程の管理又は把握に係る記録等の保存

5.2.1 5.1 の a)～e)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、米以外のものにあつては出荷の日から 1 年間、米にあつては乾燥・調製行程終了日から 3 年間保存しなければならない。

5.2.2 5.1 の f)～i)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から 2 年間保存しなければならない。

## 6 表示

JAS 0029 の 箇条 5 に従って表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

## 7 格付の組織及び実施方法

### 7.1 格付の組織

格付を行う部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

### 7.2 格付規程の整備

次の事項について、格付に関する規程 (以下“格付規程”という。)を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 流通行程についての検査に関する事項
- b) 格付の表示に関する事項
- c) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後に JAS 0029 に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 苦情処理に関する事項
- f) 内部監査に関する事項
- g) マネジメントレビューに関する事項
- h) 改善に関する事項
- i) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- j) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

### 7.3 格付業務の管理

7.3.1 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが

確実と認められなければならない。

**7.3.2** フードチェーン情報公表農産物に付与する識別番号の伝達が適切に行われることが確実と認められなければならない。

**7.3.3** フードチェーン情報公表農産物の出荷後、出荷された荷口に係るフードチェーン情報公表農産物の流通行程管理が**JAS0029**の**4.2**の基準に適合しなくなった場合、又は出荷前に**JAS0029**に基づく流通行程の管理又は把握が引き継がれない場合は、当該荷口を受け渡した又は受け渡す流通業者、販売業者その他の取扱業者へその事実を伝達し、当該フードチェーン情報公表農産物の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。

#### **7.4 格付を担当する者の能力及び人数**

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **格付担当者** 格付担当者として、フードチェーン情報公表農産物の流通行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者であって、かつ**4.3b)**に規定する流通行程管理責任者以外の者の中から、講習会においてフードチェーン情報公表農産物の格付に関する課程を修了したものが1人以上（流通行程管理者等が複数の流通に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) **格付責任者** 格付責任者として、格付担当者の中から1人選任されていなければならない。

制定等の履歴

制 定 令和5年3月30日農林水産省告示第 497号

最終改正 令和6年3月29日農林水産省告示第 665号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年3月29日農林水産省告示第 665号  
令和6年4月28日から施行する。